



平成21年5月15日

各位

会社名 株式会社 七十七銀行
代表者名 取締役頭取 鎌田 宏
(コード番号 8341 東証第一部・札証)
問合せ先 総合企画部長 小林 英文
(TEL 022-267-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第125回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 「社債等登録法」(昭和17年法律第11号)が平成20年1月4日付で廃止されたことに伴い、現行定款第2条(目的)について文言を削除するものであります。
- (2) 「決済合理化法」附則第6条第1項の定めにより、「決済合理化法」の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされていることから、現行定款第8条(株券の発行)を削除し、第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)、第12条(株主名簿管理人)および第13条(株式の取扱)について株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 「決済合理化法」附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことから、現行定款第10条(単元未満株式についての権利)および第12条(株主名簿管理人)について実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。
- (4) 株式取扱規定において、株主権行使の手続きを定めていることを明確にするため、現行定款第13条(株式の取扱)について所要の変更を行うものであります。
- (5) 会社法(平成17年法律第86号)第221条第1項の定めにより、株券喪失登録簿は、「決済合理化法」の施行日(平成21年1月5日)の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置くこととされていることから、付則を設け変更案第1条、第2条を新設するものであります。
- (6) 現行定款第8条の削除により、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日

以 上

(別 紙)

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務4. 信託業務5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、<u>社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項 <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 8 条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当銀行の单元株式数は1,000株とする。</p> <p><u>2. 当銀行は前条の規定にかかわらず单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利4. 次条に定める請求をする権利	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務4. 信託業務5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項 <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第 8 条 当銀行の单元株式数は1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当銀行の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利4. 次条に定める請求をする権利

